

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則の一部を改正する規則について

(改正理由)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)の施行に伴い、休止中で保安の確保がなされている特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間及び一定の条件に該当する地下貯蔵タンクの漏れ点検期間の延長が認められることになり、これに係る必要な手続きを定めるものです。

また、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第10条第1項ただし書きの危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認、法第11条第5項ただし書きの仮使用の承認及び法第14条の2第1項の予防規程の認可について、処分行政庁として申請者に対して行政処分の結果をより明確に示すことにより、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「製造所等」という。)における保安の確保をより一層高めるとともに、その他諸手続き等に係る所要の改正を行おうとするものです。

(改正内容)

- (1) 法第10条第1項ただし書きの危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請に係る処分書を定めた。(第16条関係)
- (2) 法第11条第1項の許可申請を不許可処分とするときの通知書、同条第7項に基づく公安委員会等への通報様式及び他の行政庁が許可をした危険物移動タンク貯蔵所の常置場所が当組合内に変更された場合の、旧行政庁への通知書の様式を定めた。(第

17条関係)

- (3) 製造所等の設置又は変更の許可証、及び完成検査済証の再交付に係る手続きを定めた。(第17条の2関係)
- (4) 法第11条第5項ただし書きの製造所等の仮使用承認申請に係る処分書を定めた。(第18条関係)
- (5) 法第11条の2の製造所等の完成検査前検査の結果について、水張検査及び水圧検査以外の検査結果を通知する様式を定めた。(第18条の2関係)
- (6) 法第14条の2第1項の製造所等の予防規程の認可申請に係る処分書を定めた。(第19条関係)
- (7) 製造所等の廃止届、危険物保安統括管理者選(解)任届及び危険物保安監督者選(解)任届の手続きについて定めた。(第20条関係)
- (8) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令306号)第23条の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準に係る特例の認定に必要な手続きを定めた。(第21条の2関係)
- (9) 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間及び一定の条件に該当する地下貯蔵タンクの漏れ点検期間の延長申請に係る手続きを定めた。(第21条の3関係)

(施行期日)

公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行日前に、改正前の鳥取県西部広域行政管理組合

消防法等施行細則の規定に基づき交付されている危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認証、製造所等の仮使用承認証及び予防規程認可証は、この規則の規定に基づき交付されたものとみなす。

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則の一部を改正す
規則をここに公布する。

平成24年8月15日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野坂康夫

鳥取県西部広域行政管理組合規則第2号

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則の一
部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則(平成21年鳥取
県西部広域行政管理組合規則第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「安全と認めたときは、その1部に承認番号、
承認の旨の文、承認年月日及び消防署長名を記載し、公印を押し、
これを承認証として」を「当該申請が安全なものであると認めたと
きは、その1部に別記様式第17号の2の危険物仮貯蔵又は仮取扱
い承認書を付して、不承認とする場合は別記様式第17号の3の危
険物仮貯蔵又は仮取扱い不承認通知書を付して」に、第3項中「承
認証」を「危険物仮貯蔵又は仮取扱い承認書」に改める。

第17条の見出しを「製造所等の許可等」に改め、同条に次の3
項を加える。

2 消防局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、法第
11条第2項の条件を満足しないと認めたときは、別記様式第1
9号の2の危険物製造所等設置(変更)不許可通知書に、申請書
の1部を添付して申請者に交付するものとする。

3 法第11条第7項の規定による公安委員会又は海上保安庁へ

の通報は、別記様式第 19 号の 3 の危険物製造所等の許可等の通報の通知書により行うものとする。

- 4 許可を受けた危険物移動タンク貯蔵所に係る常置場所が、当組合内に変更された場合の変更前の許可行政庁への通知は、別記様式第 19 号の 4 の移動タンク貯蔵所変更許可通知書により行うものとする。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(許可証の再交付等)

第 17 条の 2 前条第 1 項の許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し再交付を求めるときは、別記様式第 19 号の 5 の危険物製造所等設置(変更)許可証再交付申請書を消防局長に提出しなければならない。

- 2 危政令第 8 条第 4 項の規定に基づく完成検査済証の再交付をするときは、府令第 6 条第 2 項に定める完成検査済証に、再交付である旨及び再交付の日付を記載し、申請者に交付するものとする。

第 18 条第 1 項中「承認番号、承認の旨の文、承認年月日及び消防局長名を記載し、公印を押し、これを承認証として」を「別記様式第 20 号の危険物製造所等仮使用承認書を付して、不承認とするときは別記様式第 20 号の 2 の危険物製造所等仮使用不承認通知書を付して」に、第 2 項中「承認証」を「危険物製造所等仮使用承認書」に、「別記様式第 20 号」を「別記様式第 20 号の 3」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(完成検査前検査の結果通知)

第 18 条の 2 危政令第 8 条の 2 第 7 項の規定による通知は、別記

様式第20号の4の完成検査前検査結果通知書により行うものとする。

第19条中「認可番号、認可の旨の文、認可年月日及び消防局長名を記載し、公印を押し、これを認可証として」を「別記様式第20号の5の予防規程認可書を付して、不認可とするときは別記様式第20号の6の予防規程不認可通知書を付して」に改める。

第20条第3項中「法第11条第6項及び法第11条の4第1項」を「法第11条第6項、法第11条の4第1項、法第12条の6、法第12条の7第2項及び法第13条第2項」に改める。

第21条の次に次の2条を加える。

(製造所等の基準の特例)

第21条の2 危政令第23条に規定する製造所等の位置、構造及び設備の特例認定を受けようとする者は、別記様式第27号の2の危険物製造所等基準特例認定申請書により消防局長に申請しなければならない。

2 消防局長は、前項の申請について特例を認定したときは、別記様式第27号の3の危険物製造所等基準特例認定書を、認定しないときは、別記様式第27号の4の危険物製造所等基準特例不認定書を申請者に交付するものとする。

(製造所等の休止に伴う点検期間の延長に係る申請等)

第21条の3 消防局長は、府令第62条の5第3項、府令第62条の5の2第2項ただし書又は府令第62条の5の3第2項ただし書の申請を受けた場合は、その内容を審査し、保安上支障がないと認めるときは、別記様式第27号の5の点検期間延長承認書を、承認しないときは、別記様式第27号の6の点検期間延長

不承認書を申請者に交付するものとする。

2 府令第62条の5第3項、府令第62条の5の2第2項ただし書又は府令第62条の5の3第2項ただし書に規定する期間は、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までの間とする。

別記様式第17号中「所在地」を「場所」に改め（備考を除く）、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第 17 号の 2 (第 16 条関係)

署承第 号

危険物 仮貯蔵 承認書
仮取扱い

申請者 住所

氏名

年 月 日付で申請のあった危険物仮貯蔵（仮取扱い）については、消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定により承認する。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防署長



記

仮貯蔵・仮取扱場所	
期 間	
危険物の類・品名 最大数量および 位置・構造・設備	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。


様式第 17 号の 3 (第 16 条関係)

第 号	
危険物 仮貯蔵 仮取扱い 不承認通知書	
申請者 住所 氏名	
年 月 日付けで申請のあった危険物仮貯蔵（仮取扱い）については、下記の理由により承認しないので通知します。	
年 月 日	
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 印	
記	
仮貯蔵・仮取扱場所	
期 間	
危険物の類・品名 最大数量および 位置・構造・設備	
理 由	

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合消防局長に対して審査請求することができます。

別記様式第 20 号を別記様式第 20 号の 3 とし、別記様式第 19 号の次に次の 6 様式を加える。

様式第 19 号の 2 (第 17 条関係)

第 号
危険物製造所等設置 (変更) 不許可通知書
設置者の住所
設置者の氏名
設置場所
年 月 日付で申請された危険物 の設置(変更)については、下記の理由により危険物の規制に関する政令第 3 章に定める技術上の基準に適合していないため許可しないので通知します。
記
年 月 日
鳥取県西部広域行政管理組合 消防局長 

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



危険物製造所等の許可等の通報について

このことについて、下記のとおり、 年 月 日付で危険物
を許可したので消防法第 1 1 条第 7 項の規定により通報
します。

設置者の住所

設置者の氏名

設 置 場 所

製造所等の別

貯蔵所又は取扱所の区分

設置許可年月日、設置許可番号

様式第 19 号の 4 (第 17 条関係)

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第 1 欄の掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第 2 欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許 可 行 政 庁 名			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設 置 ・ 変 更 許 可 年 月 日 （ 番 号 ）			
完 成 検 査 年 月 日 （ 番 号 ）			
譲 渡 引 渡 届 出 書 受 理 年 月 日			
その他必要な事項			

- 備考 1 設置者の項の第 2 欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われる場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。
- 2 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 19 号の 5 (第 17 条の 2 関係)

危険物製造所等設置 (変更) 許可証再交付申請書

年 月 日			
鳥取県西部広域行政管理組合 消防局長 様			
申請者 住所 氏名 ⑩			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 証 の 種 別		<input type="checkbox"/> 設置許可証 <input type="checkbox"/> 変更許可証	
許 可 年 月 日		許 可 番 号	
完 成 検 査 年 月 日		完 成 検 査 番 号	
再 交 付 申 請 の 理 由			
※受付欄		※経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印欄は、記入しないこと。

危険物製造所等仮使用承認書

設置者の住所

設置者の氏名

設置場所

年 月 日付で申請のあった危険物製造所等の仮使用については、消防法第 11 条第 5 項の規定により承認する。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



危険物製造所等仮使用不承認通知書

設置者の住所

設置者の氏名

設置場所

年 月 日付で申請のあった危険物製造所等の仮使用については、下記の理由により承認しないので通知します。

記

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。


別記様式第20号の3の次に次の3様式を加える。

様式第20号の4（第18条の2関係）

第 号
年 月 日

完成検査前検査結果通知書

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 

危険物の規制に関する政令第8条の2第6項の規定により 年 月 日に申請のありました次の屋外タンク貯蔵所は、完成検査前検査の結果、消防法第10条第4項の規定の技術上の基準に適合していますので、通知します。

検査番号		第 号	検査種別	
設置者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
設置（変更）年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号		
備 考				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

予 防 規 程 認 可 書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった予防規程の制定（変更）
については、消防法第 14 条の 2 第 1 項の規定により認可する。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



記

名 称			
設 置 場 所			
製造所等の別		貯蔵所又は取 扱所の区分	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

予 防 規 程 不 認 可 通 知 書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった予防規程の制定（変更）
については、下記の理由により認可しないので通知します。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合

消防局長



記

名 称			
設 置 場 所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
理 由			

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。

別記様式第 27 号の次に次の 5 様式を加える。

様式第 27 号の 2 (第 21 条の 2 関係)

危険物製造所等基準特例認定申請書

		年 月 日	
鳥取県西部広域行政管理組合 消防局長		様 申請者 住所 氏名 (電話)	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日及び許可番号		完成検査年月日及び検査番号	
危険物の類・品名 最大数量		指定数量の倍数	
特例認定申請区分		1.製造所等の位置 2.製造所等の構造 3.製造所等の設備	
特例認定を受けようとする事項			
※条件欄			
※受付欄		※経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 設置年月日及び許可番号欄、完成検査年月日及び完成検査番号欄に該当する事項がない場合は、空欄とすること。
 - 4 特例認定申請区分欄は、該当する事項に○印をすること。
 - 5 申請理由書を添付すること。
 - 6 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 27 号の 3 (第 21 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



危険物製造所等基準特例認定書

年 月 日付けで申請のありました危険物 に
係る基準の特例認定について審査した結果、特例を認定することと
しましたので通知します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



危険物製造所等基準特例不認定書

年 月 日付けで申請のありました危険物 に
係る基準の特例認定について審査した結果、下記の理由により特例
を認定しないこととしましたので通知します。

記

教示 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った
日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組
合管理者に対して審査請求することができます。

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



点検期間延長承認書

年 月 日付けで承認申請のありました点検期間延長については、これを承認します。

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長



点検期間延長不承認書

年 月 日付けで承認申請のありました点検期間延長については、下記の理由により承認しないので通知します。

記

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、改正前の鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則の規定に基づき交付されている危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認証、製造所等の仮使用承認証及び予防規程認可証は、この規則の規定に基づき交付されたものとみなす。